

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

とくしま医療センター西病院では、人生の最終章の段階での医療やケアに反映させることを目標に、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療ケアチームにより患者とその家族に対し、適切な説明と話し合いを行い、患者・家族の意思決定を尊重した医療・ケアを提供する。

2. 「人生の最終段階」の定義

- 1) 複数の医師が客観的な情報をもとに、治療により病気の回復が期待できないと判断すること。
- 2) 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること。
- 3) 患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予期し対応を考えること。

(厚労省の定義)

(全日本病院協会, 2016)

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づき医療・ケアを受ける本人・家族が、多職種から構成される医療ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療ケアを進めるものとする。
- 2) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療ケアチームにより行われ、本人・家族との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
- 3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておく。
- 4) 医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断する。
- 5) 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。
- 6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケア方針の決定支援

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

1) 本人の意思が確認できる場合

- (1) 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。また、このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に分かりやすく記録する。

2) 患者本人の意思の確認ができない場合

患者本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- (1) 家族等が本人意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に分かりやすく記録する。

3) 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を家族および関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

4) 身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判

断能力の程度や信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

5. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 1) 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- 2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、医療・ケアチーム以外の複数の専門家からなる話し合いを行い、方針等についての検討及び助言を行う。

2024年8月作成